五　削除

六～十　（略）

十一　削除

十二　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ～ハ　（略）

ニ　第十六条第一項第八号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨

2　（略）

3　第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～十二　（略）

十三　削除

十四　（略）

4　（略）

（削る）

5・6　（略）

（裁定の請求の特例）

第四十条　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一～二　（略）

三　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ～ハ　（略）

ニ　第十六条第一項第八号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨

2～6　（略）

五　被保険者又は被保険者であつた者が経過措置政令第四十四条の二第一項各号に掲げる者であるときは、その旨（この場合において、被保険者又は被保険者であつた者が同項各号に規定する年金たる給付の受給権を有するときは、当該年金たる給付の年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号を含む。）

六～十　（略）

十一　公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

十二　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ～ハ　（略）

（新設）

2　（略）

3　第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～十二　（略）

十三　第一項第十一号に規定する給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類

十四　（略）

4　（略）

5　被保険者又は被保険者であつた者が死亡の当時法又は旧法による年金たる給付を受ける権利を有していたときは、第一項の請求書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一　当該被保険者又は被保険者であつた者が受ける権利を有していた年金たる給付の年金証書の年金コード

二　受給権者が当該被保険者又は被保険者であつた者の相続人である場合は、その旨

6・7　（略）

（裁定の請求の特例）

第四十条　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一～二　（略）

三　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ～ハ　（略）

（新設）

2～6　（略）